

県北広域振興局長告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市新井田第3地割185番2及び186番2並びに185番2 地先認定外水路及び認定外道路	15.20	6.00	平成29年10月12日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。